

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
(財)航空輸送技術研究センター	賛助会費(年会費)	100,000	100,000	2011/6/29	(財)航空輸送技術研究センターは、航空機の運航技術及び整備技術の改善等を通じて安全かつ効率的な航空輸送の発展に寄与することを目的に、時代の要請に応じたテーマを選び調査研究を行っているほか、航空輸送に係る安全思想の普及啓蒙活動を行っている。このため、当該センターの賛助会員に加入することにより、運航に関する技術・システム等に関する一般では入手できないデータの取得が可能となり、学生教育の質の向上に繋げることができるため。	特財	国所管	当該賛助会費は、航空大学校学生教育の質の向上につなげる事を目的として、当該財団より、一般では入手不可能な、運航に関する最新の技術・システム等に関するデータを取得していたが、独立行政法人が支出する会費の見直しを踏まえ点検したところ、今まではメリットがあったものの、最近では賛助会費額により得られる便益に見合っていないと判断されるため、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。